2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成15年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

供用中の国道又は自動車専用道路において設計舗装面積（表層）が５万㎡以上ある新設のアスファルト舗装工事

求める実績２

日平均断面交通量が2,5万台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路※）において車線規制を実施した工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

供用中の国道又は自動車専用道路において設計舗装面積（表層）が２万㎡以上ある新設のアスファルト舗装工事

求める実績２

日平均断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路※）において車線規制を実施した工事

※流出入が制限されている道路とは、自転車及び自転車以外の軽車両及び歩行者の通行・流出入が規制されている道路をいう。

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績と簡易な施工計画の技術提案（改善提案）などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

ア）企業の評価について

評価項目　①　企業体制

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方の認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかの認証取得済

可：両方とも未取得

評価項目　②　企業の施工実績

平成20年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績

評価指標　国道又は自動車専用道路において設計舗装面積（表層）が６万㎡以上ある新設のアスファルト舗装工事の実績

有：施工実績有り

無：施工実績無し

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。）

・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

イ）簡易な施工計画の評価について

評価項目　大項目　③　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　性能・機能

小項目　品質管理

評価指標　供用中道路の固定規制内での狭小ヤードにおけるアスファルト舗装工の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。※アスファルト混合物の配合の変更又は混合材の添加等が伴う材料自体の変更と発注者が判断した技術提案は不可とする。

評価項目　大項目　④　社会的要請に関する事項

中項目　特別な安全対策

小項目　安全対策